

平成19年11月1日

株主各位

大阪市淀川区西中島四丁目1番1号



代表取締役社長 安藤宏基

中間配当に関する取締役会決議ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成19年10月31日開催の当社取締役会におきまして、第60期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

当社定款第54条の規定に基づき、平成19年9月30日現在の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1. 中間配当金 | 1株につき 25円 |
| 2. 中間配当の効力発生日
並びに支払開始日 | 平成19年12月3日(月曜日) |

以 上

中間配当金のお支払いについて

中間配当金領収証は、来る11月30日にお届出ご住所あてにご送付申しあげる予定でございます。

銀行又はゆうちょ銀行の預貯金口座へお振込みをご指定の方には、12月3日付をもってご指定の口座へお振込みの手続きをいたします。